関東学院大学科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)の取扱規程

(2007年5月26日制定)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、関東学院大学(以下「本学」という。)における科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)(以下「科研費」という。)の取扱いについて定める。 (定義)
- 第2条 この規程において「研究代表者等」とは、科研費の研究を1人で実施する者、科研費の研究 組織の代表者及び他の研究機関の研究代表者から科研費の配分を受けた研究分担者をいう。
- 2 「学部等」とは、国際文化学部、社会学部、経済学部、法学部、理工学部、建築・環境学部、人間環境学部、栄養学部、教育学部、看護学部及び法務研究科をいう。
- 3 科研費による研究の実施に直接必要な経費を「直接経費」といい、科研費による研究の実施に伴 う管理等に必要な経費として、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能 の向上に本学が使用する経費を「間接経費」という。

(法令等の遵守)

- 第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた科研費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及びこれに基づく法令並びに交付 決定通知書に記載された事項(以下「補助条件等」という。)を遵守しなければならない。 (科研費の公募の周知)
- 第4条 研究支援室長は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から科研費の公募の通知があったとき又は関係省庁のホームページにおいて公募の告示があったときは、速やかに学部等に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第5条 関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程(以下「競争的資金等の運営・管理に関する規程」という。)第11条第4項に定める誓約書を提出していない場合は、同条第5項により 科研費を申請することができない。

(公墓の申請)

第6条 公募要領により科研費に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類は、あらかじめ 所属する学部等を経由し、大学として取りまとめた上で、学長が提出するものとする。 (直接経費の管理)

第7条 直接経費は、学校法人関東学院の預かり金として、科研費専用口座を設け、機関管理する。 (科研費の経理事務の委任)

- 第8条 研究代表者等は、科研費の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その経理に関する事務を所属する学部等の長に委任したものとみなす。
- 2 学部等の長は、前項の経理事務の委任があったときは、当該学部等の庶務課長を科研費担当の課長としその旨通知し、科研費事務担当者とともに事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第9条 科研費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する事務の取扱いは、競争的資金 等の運営・管理に関する規程、学院経理規程、旅費規程、執行に関する手続及び留意事項その他の 学院内関係諸規程の定めによるものとする。

(直接経費の預託及び出納)

- 第10条 直接経費を預託しておくための口座は、学術研究助成基金助成金(以下「助成金」という。) は助成金専用口座を開設し、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)は、第2条第1項に規定 する科研費の研究代表者等が所属する学部等ごとに開設するものとする。
- 2 科研費の預託金の受払いに関する権限は、学院経理規程第14条第2項に基づき出納責任者に委任するものとする。
- 3 前項に規定する出納責任者として財務部出納課長(以下「出納課長」という。)を指定する。
- 4 支払いに掛かる振込手数料は、本学負担とする。
- 5 預託により生じた利息は、本学に譲渡するものとする。 (間接経費の譲渡)
- 第11条 研究代表者等は、間接経費を本学に譲渡するものとする。
- 2 前項の場合において、研究代表者等が、本学以外の研究機関に所属することとなったときは、当 該研究代表者等に係る直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究代表者等に返還する

ものとする。ただし、当該研究代表者等が新たに所属することとなった研究機関が、科研費の間接 経費を受け入れないこととしている場合は、文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会に返還 するものとする。

(間接経費の配分)

第12条 学長は、研究代表者等が所属する学部等における研究環境の整備及び管理等に必要な経費 並びに当該学部の研究代表者等の研究環境の改善に必要な経費として、間接経費のうち別に定める 額を当該研究代表者等が所属する学部等の長に配分する。この場合において、研究代表者等の研究 活動における不正行為により、科研費の配分機関から間接経費の削減措置等を受けた場合は、学長 は当該研究代表者等が所属する学部等に配分する間接経費を減額することができる。

(設備等の寄付手続等)

- 第13条 科研費の交付を受けた研究代表者等は、直接経費により購入した設備・備品(以下「設備等」という。)を購入後、直ちに本学に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、文部科学大臣又は日本学術振興会の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 寄付手続きのされた設備等については、当該設備の管理に関する所管課が管理台帳に記載し管理 するものとする。
- 3 研究代表者等が本学以外の研究機関に所属することとなったときは、その求めに応じて、当該設備等を研究代表者等に返還するものとする。

(寄付延期の承認を得た設備等の管理)

第14条 寄付延期の承認を得た設備等の管理は、研究代表者等が善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

(研究支援者の雇用)

第15条 科研費により研究を支援するため研究支援者を雇用する場合には、学院内関連諸規程等の 定めるところによる。

(補助条件等の文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会理事長への承認申請等)

- 第16条 研究代表者は、第3条に規定する補助条件等について、文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会理事長への承認申請を行う場合若しくは届出をする場合には、文部科学省又は日本学術振興会が定める研究者使用ルール、研究機関使用ルールにより手続を行わなければならない。 (科研費の翌年度における使用)
- 第17条 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時に予想し得なかったやむをえない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、補助事業の期間を延長し、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望するときは、速やかに学長に承認願を提出し、文部科学大臣の承認を得なければならない。

(事故等の報告)

第18条 第2条第1項に規定する研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したと きは、直ちにその旨を学部等の長に報告しなければならない。

(立て替え使用)

- 第19条 研究代表者等は、交付内定のあったときから又は前年度において当該年度の内約を受けた場合には4月1日から科研費を受領する日までの間、科研費の支払が見込まれる場合においては、所定の期限まで申請書を学長に提出し承認を得た上で、本学から立て替え使用することができる。 (内部監査)
- 第20条 学長は、科研費の使用・管理等に関する監査を毎年実施し、その実施状況及び結果について、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に報告書を提出するものとする。

(不正な使用に係る調査)

第21条 学長は、科研費の不正な使用が明らかになった場合又は不正な使用が行われた疑いのある場合には、速やかに調査を実施するものとする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、理事会が行う。

附則

この規程は、2007年5月26日から施行する。

附則

この規程は、2008年5月15日に改正し、2008年4月1日に遡り施行する。 附 則 この規程は、2013年3月15日に改正し、2013年4月1日から施行する。 附 即

この規程は、2015年2月19日から改正施行する。ただし、第2条第2項及び第22条の改正規定は、2015年4月1日から施行する。